

# 地域振興対策特別委員会資料

令和3年12月9日（木）

総 合 政 策 部

---

## 目 次

○ 特定地域づくり事業協同組合関連の取組について .....	1
--------------------------------	---

# 特定地域づくり事業協同組合関連の取組について

中山間・地域政策課

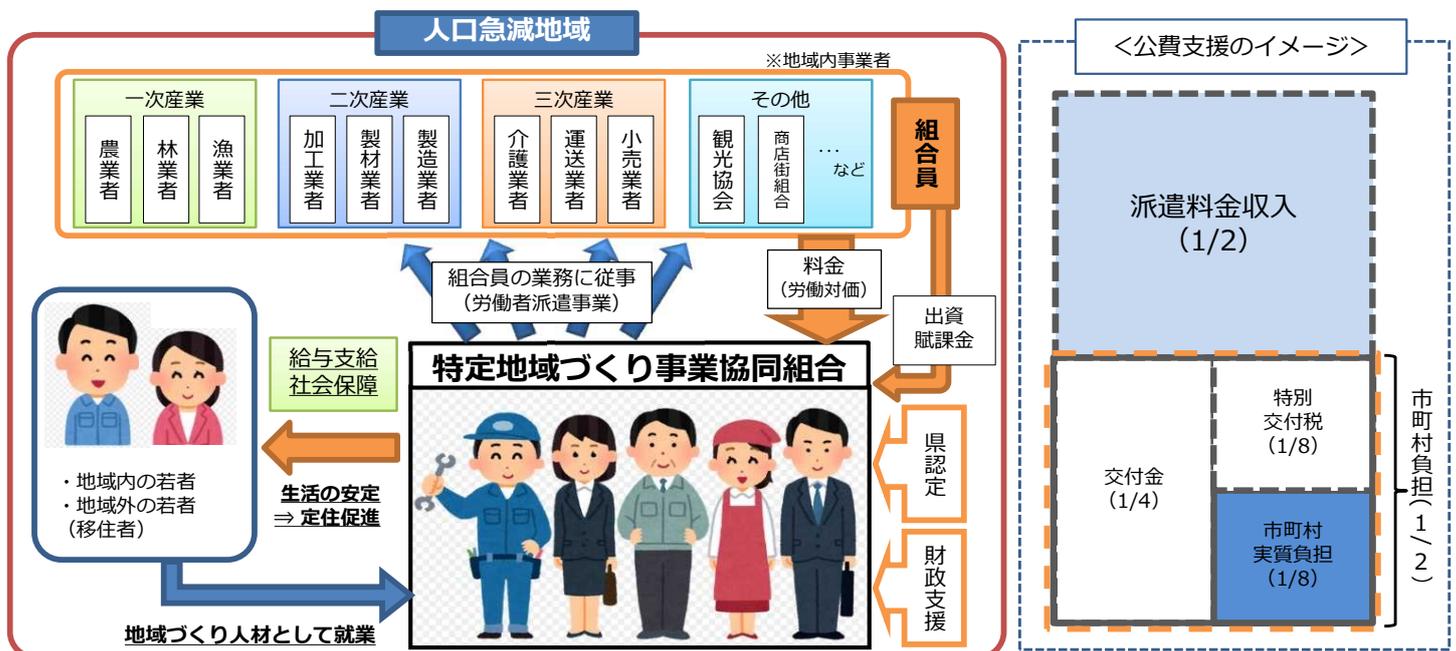
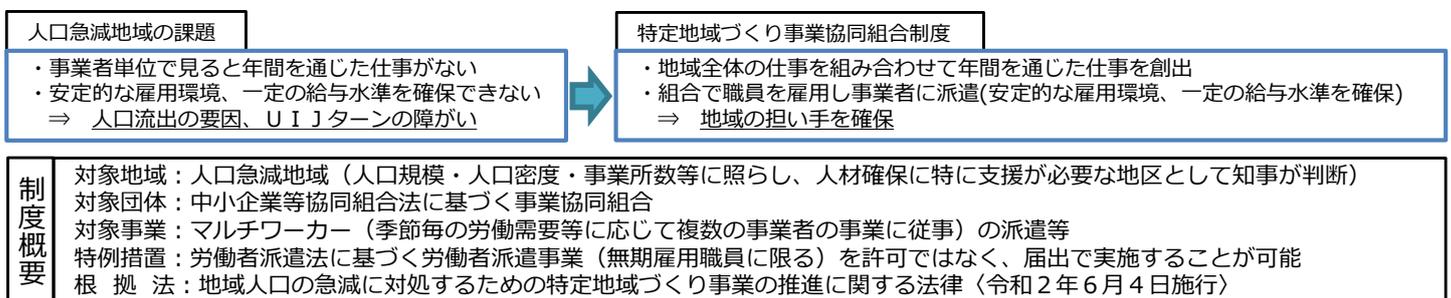
## 1 制度の趣旨

人口のさらなる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして令和2年6月に施行された、通称「人口急減地域特定地域づくり推進法」により創設された制度。

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、マルチワーカー（季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合に対して、行政が財政的・制度的支援を行う。

年間を通しての仕事がないために安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないといった人口急減地域の課題に対処するため、地域の仕事を組み合わせることによって年間を通じた仕事を創出し、安定した雇用環境と一定の給与水準を確保することで、地域内外から担い手を確保し、地域の維持・活性化に繋げることが目的。

## 特定地域づくり事業協同組合制度の概要



## 2 県内の状況

### (1) 県の取組

#### ア 「特定地域づくり事業協同組合」実施可能性調査・運営モデル作成事業

- ・ 県内における制度実施の可能性について調査・検討するとともに、実施する場合の運営モデルを作成することを目的に、西米良村・美郷町・五ヶ瀬町の3町村を対象に実施。
- ・ 上記3町村に存する事業者等に書面によるアンケート調査や口頭でのヒアリング調査を実施し、各地域において派遣労働者が通年雇用可能か検討。

<参考：西米良村の通年雇用モデル>

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		必要な資格
	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	初上	初中	初下	
①	B: 柚子の木の枝整理			R: 柚子二次加工			K: カラーピーマンの収穫、採取						B: 柚子の収穫			R: 柚子一次加工								なし	
②	W	R: 柚子二次加工			W: 接客	R	W	R: 柚子二次加工			F: カラーピーマンの収穫、選別			R: 柚子一次加工	W: 接客	R: 柚子一次加工	W							なし	
③	W	R: 柚子二次加工			W: 接客	R	W	R: 柚子二次加工			K: カラーピーマンの収穫、採取		B: 柚子の収穫		R	B: 柚子の選別		R	W					なし	
④	U	Q: シビエの食肉処理			U: 接客	J: 収穫	U	R: 柚子二次加工			T: 客室の清掃と接客			R: 柚子一次加工	F: 収穫、選別		R: 柚子一次加工							なし	

- ・ 通年雇用モデルを基に、派遣職員の人数、年収を組み合わせて資金シミュレーションを複数パターン想定し、各町村の負担金として毎年度どの程度の費用が生じるか試算。

※利用料金：概ね900円/時前後で試算し、パターンによっては時間当たりの料金を増額(250~300円/時)している。

※事務局運営費：事務局職員人件費、備品購入費、光熱水費、賃借料等を含み、年額780万円程度必要と試算。

派遣職員数	想定年収	利用料金の増額 (250~300円/時)	運営費への支援 (備品の提供等)	3町村の 平均負担額	軽減額
4名	年収200万円	×	×	約422万円	
	年収300万円	×	×	約713万円	—
		○	×	約456万円	257万円
		×	○	約508万円	205万円
	○	○	約271万円	442万円	
	年収400万円	○	×	約862万円	
2名	年収200万円	×	×	約483万円	

## イ 特定地域づくり事業協同組合設立準備・調整支援事業補助金

- ・事業主体：市町村又は市町村と協働して準備等を進める組織で、市町村が補助等することが効率的と認められる団体
- ・対象事業：事業主体が組合設立に向けて実施する、説明会開催、先進地視察、広報資料作成等の業務
- ・対象経費：人件費、謝金、旅費、消耗品費、備品購入費、使用料 等
- ・補助額：定額（1件当たり100万円以内。）

## (2) 市町村の状況

### ア 制度活用に関する意向調査（令和3年11月時点）

組合設立の意向あり：1団体（諸塚村）  
検 討 中：13団体  
制度活用の意向無し：12団体

### イ 具体的な検討を進めている市町村

諸塚村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町の4町村

## (3) 今後の推進方針について

### ア 県内連絡会議の開催

組合の設立に係る行政手続きに関係する宮崎労働局や宮崎県中小企業団体中央会等の参加する連絡会議を主催し、各組合の事業計画、収支予算案等をその場で確認・議論することにより、設立に向けた調整の円滑化を図る。

### イ 事業者向け説明会等の開催

市町村等からの要望により、制度に係る説明会等を随時開催する。

## 3 全国の状況

### (1) 設立に関する意向調査（令和3年5月 総務省調べ）

令和3年度中に認定見込：47団体（認定済みを含む。）  
令和4年度中に認定見込：8団体  
時期未定（設立意向あり）：24団体

### (2) 認定済みの特定地域づくり事業協同組合（令和3年12月1日現在 総務省HP）

27組合

（九州内では、佐賀県唐津市、みやき町、長崎県壱岐市、五島市、  
熊本県五木村、鹿児島県和泊町・知名町にそれぞれ1組合ずつ所在）

### (3) 制度動向

- ・ 労働者の派遣について規定する労働者派遣法等に基づき、港湾運送業務、警備業務、建設業務（林業の地ごしらえ、植栽を含む。）等においては、労働者派遣事業を行うことが禁じられている。
- ・ このうち、林業関係業務については、総務省・厚生労働省・林野庁の連名通知により、林野庁の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業のうちトライアル雇用研修を活用することで、一定の条件下において、林業経営体への労働者派遣（在籍型出向）が可能に。

#### <参考：在籍型出向>

- ・ 在籍型出向とは、出向元と出向先の出向契約により、労働者が出向元、出向先の両方と雇用契約を結び出向先において勤務する雇用形態をいう。
- ・ 在籍型出向は、  
①関係会社における雇用機会の確保 ②経営指導、技術指導の実施  
③職業能力開発の一環 ④企業グループ内の人事交流の一環  
等の目的を有して行われる必要がある。  
※ トライアル雇用研修を活用した在籍型出向による林業の実施は、③を目的とするものとなる。